

第11回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.metaps.com/>) に掲載することにより、株主の皆様
に提供しております。

株式会社メタップス

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|--------------|---|
| ・連結子会社の数 | 26社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | Metaps Pte. Ltd. Metaps Plus Inc. 株式会社メタップスペイメント ビカム株式会社 Smartcon Co. Ltd. 株式会社メタップスリンクス |

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|--------------|------------|
| ・持分法適用の関連会社数 | 3社 |
| ・主要な会社の名称 | 株式会社トーチライト |

(4) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度から、Metaps & Luminous Media International Corporation、KOL Media Limited等を連結の範囲に含めております。これは、買収等により連結子会社に該当することとなったため、連結の範囲に含めることとしたものであります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

金融商品

イ. 非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識及び分類

全ての非デリバティブ金融資産を、契約の当事者となった取引日時点で当初認識し、当初認識時点において以下のとおりに分類しております。

(i) 満期保有投資

固定又は決定可能な支払金額と固定の満期日を有する非デリバティブ金融資産で、当社グループが満期まで保有する明確な意図と能力を有するものを満期保有投資に分類しております。

(ii) 貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能な非デリバティブ金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものを貸付金及び債権に分類しております。

(iii) 売却可能金融資産

非デリバティブ金融資産のうち、売却可能金融資産に指定したもの、又は上記(i)、(ii)のいずれにも分類されないものを売却可能金融資産に分類しております。

(b) 測定

全ての非デリバティブ金融資産を、当初認識時点において、公正価値に取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。当初認識後においては、以下のとおり測定しております。

(i) 満期保有投資

実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。

(ii) 貸付金及び債権

実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。利息の認識が重要でない短期の債権を除き、利息収益は実効金利法を適用して認識しております。

(iii) 売却可能金融資産

決算日現在の公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる損益は、その他の包括利益として認識しております。外貨建の売却可能金融資産の公正価値は、外貨で決定し、決算日の為替レートで換算しております。外貨建売却可能金融資産の為替レート変動の影響は、その他の包括利益として認識しております。また、売却可能金融資産に係る配当は、当社グループの配当を受取る権利が確定した時点で、純損益として認識しております。

(c) 減損

全ての非デリバティブ金融資産について、決算日において減損していることを示す客観的証拠が存在するか否かを検討しており、客観的な証拠によって損失事象が当初認識後に発生したことが示され、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合に減損していると判定しております。減損の客観的な証拠には、以下の項目が含まれます。

- ・債務者又は発行企業の重要な財政的困難
- ・利息又は元本の支払の債務不履行、滞納、支払条件緩和
- ・債務者又は発行企業が破産手続きもしくはその他の更生手続きに入る兆候

また、売却可能金融資産については、その公正価値が著しく下落している、又は長期にわたり取得原価を下回っていることも、減損の客観的証拠となります。さらに、売上債権のような特定の分類の金融資産は、個別に減損の客観的証拠が存在しない場合でも、グループ単位で減損の評価をしております。

満期保有投資、及び、貸付金及び債権に減損の客観的証拠が存在している場合には、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金融資産の現在価値との差額を減損損失とし、純損益として認識しております。以後の期間において、減損損失の額が減少したことを示す客観的事象が発生した場合には、減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

売却可能金融資産に減損の客観的証拠が存在している場合には、その他の包括利益に認識していた累積利得又は損失を、その期間の純損益に振り替えております。売却可能な資本性金融商品については、以後の期間において、減損損失の戻入れは認識いたしません。

(d) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが他の企業に移転した場合にのみ、当該金融資産の認識を中止しております。金融資産の認識の中止に際しては、資産の帳簿価額と受取った又は受取可能な対価との差額を純損益として認識し、当該認識の中止時点までその他の包括利益として認識していた累積利得又は損失をその期間の純損益へ振り替えております。

ロ. 非デリバティブ金融負債

全ての非デリバティブ金融負債を、契約の当事者となった取引日時点で当初認識し、当初認識時点において公正価値に、発行に直接帰属する取引費用を減算して測定しております。当初認識後においては、実効金利法による償却原価で測定しております。利息費用は実効金利法を適用して認識しております。

また、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われた又は支払う予定の対価の差額を純損益として認識しております。

ハ. デリバティブ

全てのデリバティブ取引を、デリバティブ契約の締結時点で当初認識し、当初認識時点において公正価値で測定しております。当初認識後における再測定も公正価値で行い、公正価値の変動は純損益として認識しております。なお、当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しております。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 3～12年
- ・工具、器具及び備品 2～8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ロ. 無形資産

(a) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、少なくとも年に1回、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(b) 仮想通貨

棚卸資産に該当しない仮想通貨は無形資産として認識し、減損損失控除後の取得原価で測定しております。Initial Coin Offering (ICO)におけるPluscoinの対価として受領した無形資産の取得原価は、ICO実施日における各種の仮想通貨の主要な仮想通貨取引所の取引価格に基づいて算定しております。

無形資産に分類した仮想通貨は耐用年数を確定できないと判断しているため、償却を行っておりません。仮想通貨については、使用期限がなく、交換手段として用いられる限り存続すると考えられるため、耐用年数を確定できないと判断しております。そのため各報告日において、帳簿価額と回収可能価額との比較により減損の兆候の有無を判断しております。なお、回収可能価額は主要な仮想通貨取引所の取引価格から処分コストを控除して算定しております。

無形資産に含まれる仮想通貨は、サービスの対価として使用されます。サービスの対価として仮想通貨を使用した場合、提供を受けたサービスの費用を対価として使用した仮想通貨の取引日における公正価値で測定するとともに、仮想通貨の帳簿価額から対価として使用した金額について認識を中止します。使用された仮想通貨の帳簿価額と仮想通貨の取引日における公正価値の差額は、その他の収益又はその他の費用として認識されます。

売却された場合には、売却された仮想通貨の帳簿価額と対価の差額をその他の収益又はその他の費用として認識しております。

当社グループのトレーディング及び広告並びにモバイルクーポンプラットフォームの整備に関する開発費用については、IAS第38号「無形資産」の資産の認識基準を満たしたものについて、資産計上いたします。当連結会計年度において、当該資産の認識基準を満たしたものについては、資産として認識しております。

(c) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、全て発生した期の費用として認識しております。資産化の要件を満たす開発費用は、ソフトウェアのみになります。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・顧客関連無形資産 10～20年
- ・ソフトウェア 3～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ハ. リース資産

リース契約により、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借手に移転する場合、当該リース取引は、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始時のリース物件の公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額をもって当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引におけるリース料は、連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性ある見積りができる場合に、認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

イ. 資産除去債務

賃借建物に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務として認識しています。

ロ. ポイント引当金

当社グループは、当社グループが提供するアプリを利用して顧客の広告を閲覧するユーザーに対して、特定の条件を満たした場合に、ポイントの付与を行っております。ユーザーによる将来のポイント利用に伴う費用負担に備えるため、将来利用されることが見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ. 収益

収益は、サービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

(a) マーケティング関連サービス

当社グループは、バナー広告、成果報酬型広告(アフィリエイト広告)等の多様な広告商品を提供しております。広告の売上高は、当社グループによる役務の提供の進捗に応じて認識しております。一定の期間、継続して広告の掲載を行う義務のあるものについては、広告掲載の契約期間内における広告掲載に応じて認識しております。また、ページビュー数等の実績に基づき広告の売上高が計算されるものについては、ページビュー数等の実績に基づき、広告の売上高を認識しております。

(b) ファイナンス関連サービス

当社グループは、加盟店規約に基づき、当社グループの加盟店に対して、加盟店の売上情報データの送受信及び処理、収納会社からの代金の回収、加盟店への送金等を含む決済代行サービスを提供しております。当該サービスについては、消費者が加盟店との間で当社グループが提供する決済手段を利用した取引を行った時点で決済代行手数料収益を認識しております。

(c) 受取手数料

当社の連結子会社が運営する仮想通貨取引所における仮想通貨の取引手数料は仮想通貨の売買成立時に収益として認識し、収益の額は手数料受取額で測定されます。なお、手数料を仮想通貨で受取る場合、収益の額は受領した仮想通貨の公正価値により測定し、当該公正価値は主要な仮想通貨取引所の取引価格に基づいて決定しております。

(d) トレーディング損益

トレーディング目的で保有する仮想通貨に係る損益は純額で認識しております。

ハ. 仮想通貨

(a) 棚卸資産

(i) トレーディング目的で保有する仮想通貨

短期的な価格変動により利益を獲得する目的で保有する仮想通貨は、棚卸資産として認識し、当初認識時点において取得原価で測定するとともに、当初認識後においては売却コスト控除後の公正価値で測定しております。公正価値の変動は当該変動が発生した期の純損益として認識しております。

トレーディング目的で保有する仮想通貨の公正価値は主要な仮想通貨取引所の取引価格に基づいて算定しております。

(ii) 顧客から預託を受けた仮想通貨

顧客から預託を受けた仮想通貨は棚卸資産として認識し、売却コスト控除後の公正価値で測定しております。また、同額を顧客から預託を受けた仮想通貨に対応する負債として計上しております。

顧客から預託を受けた仮想通貨の公正価値は主要な仮想通貨取引所の取引価格に基づいて算定しております。

(b) 繰延収益

第三者に対して発行したPluscoinに関連し、当社グループはトレーディング及び広告並びにモバイルクーポンプラットフォームを整備し、これらのプラットフォーム上で行われる将来の取引において割引を提供する義務を負っております。そのため第三者に対するPluscoinの発行による販売対価は、取引日に繰延収益として認識し、サービスの提供期間及び顧客に対する割引の提供に応じて収益を計上します。なお、全てのプラットフォームを整備し、割引の詳細が決定されるまで収益の額を信頼性をもって測定することができないと判断していることから、当連結会計年度において収益は認識しておりません。

繰延収益は、Pluscoinの発行と引き換えに受領した仮想通貨又はサービスの公正価値で当初測定されます。

(c) 開発サービス

仮想通貨を対価として開発サービスを受領した場合、費用として認識し、その金額は支払った仮想通貨の公正価値により測定しております。

Pluscoinを対価として開発サービスを受領した場合、費用として認識し、その金額は受領したサービスの公正価値により測定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しておりますが、当連結会計年度において重要な影響はありません。

| 基準書 | 基準名 | 新設・改訂の概要 |
|---------|--------------|------------------------------|
| IAS第7号 | キャッシュ・フロー計算書 | 財務活動に係る負債に関する開示に関連する改訂 |
| IAS第12号 | 法人所得税 | 未実現損失に関する繰延税金資産の認識方法の取扱いを明確化 |

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 114百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産 215百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 13,462,310株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,041,700株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除く。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、為替リスク、金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブ取引を実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

① 信用リスク管理

信用リスクは、取引先の債務不履行等により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規定等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

これらの信用リスクに対するエクスポージャーに関して、担保及びその他の信用補完に重要なものはありません。

また、期日が経過しておらず減損もしていない金融資産について、取引先の債務不履行等の兆候は識別しておりません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 為替リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、為替変動が業績に大きく影響いたします。毎月通貨別の為替差損益を把握することで、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

④ 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、差入保証金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務）及び経常的に公正価値で測定する金融商品は含めておりません。

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 公正価値 |
|----------|-------|-------|
| 金融資産 | | |
| その他の金融資産 | | |
| 差入保証金 | 298 | 298 |
| 金融負債 | | |
| 社債及び借入金 | | |
| 社債 | 2,434 | 2,431 |
| 借入金 | 411 | 410 |
| その他の金融負債 | | |
| リース債務 | 5 | 5 |
| 割賦未払金 | 669 | 649 |

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分

576円36銭

(2) 基本的1株当たり当期損失

△33円89銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

仮想通貨

(1) 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

収益認識

当社の連結子会社であるMetaps Plus Inc. は2017年10月のICOにおいて仮想通貨であるPluscoin(PLC)を発行し、対価として顧客から仮想通貨であるイーサリアムを入手しております。当該ICO及びPluscoin保有者の権利の内容は、2017年9月6日にMetaps Plus Inc. より公表されている「Pluscoin(PLC) Whitepaper (以下、ホワイトペーパー)」に記載されています。当該連結子会社が存在する法域において、仮想通貨の保有者の権利と義務に関する特段の法整備はなされておられません。そのためMetaps Plus Inc. はホワイトペーパーに記載されている権利と義務に基づいてICOの会計処理を行い、Pluscoin保有者に対する義務を負債として計上しております。仮想通貨及びICOに関する法整備がなされることによりこれらの権利義務が変更された場合、将来の会計処理に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当該取引において販売されたPluscoinは、当社グループがPluscoin保有者に対して現金又はその他の金融資産を引き渡す義務を負っていないため、金融負債の定義は満たしません。

またPluscoin保有者は当社グループの残余財産に対する権利を有していないため、Pluscoinは資本性金融商品の定義を満たしません。また、ホワイトペーパー「3.2 Benefits for token holders」において、仮想通貨取引所運営会社の裁量と決定に基づいて当社グループが運営する仮想通貨取引所の運営から生じる利益の10%を限度としてPluscoin保有者に対して支払われるリワードの規定があります。当社グループは、当該リワードについて、Pluscoin保有者のPluscoin保有量に応じて一律に支払うものではなく、各Pluscoin保有者の当社グループが運営する仮想通貨取引所における取引手数料に応じて支払うこととしております。当該リワードの支払方法に関してホワイトペーパーの記載に違反するものでないと判断しております。当該リワードを受ける権利は、実質的には当社グループが運営する仮想通貨取引所の取引手数料収入の割引の性質を有するものであり、当社グループの残余財産に対する権利に実質的に該当するものではありません。

Metaps Plus Inc. は、2018年3月30日までに仮想通貨取引所を開設しない場合に、ICOでPluscoinと引き換えに受け取った対価を返還する義務を負っておりましたが、2017年11月11日に仮想通貨取引所を開設したことにより当該返還義務は消滅しております。

第三者に対して発行したPluscoinの販売対価は取引日において繰延収益として認識し、ホワイトペーパーに記載されている義務の履行に応じて関連する収益を計上します。ホワイトペーパー「3.2 Benefits for token holders」及び「3.3 Other token usage services」には、当社グループがPluscoin保有者に対して、ホワイトペーパーに記載されたプラットフォームを運営し、またそれを用いた取引によって課される取引手数料の割引を提供する旨が記載されておりますが、当該プラットフォームを運営し、割引を提供する期間及び割引金額について明記されておらず、プラットフォームが整備され、割引の詳細が決定されるまで受領した対価を収益として認識すべき期間について信頼性をもって見積ることができません。IAS第18号「収益」では収益を確実に測定可能になった時点で認識することを要求しているため、2018年8月31日に終了する当連結会計年度において収益を認識しておりません。ホワイトペーパーに記載されている権利と義務の解釈が将来的に変更された場合、繰延収益の会計処理に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 棚卸資産

棚卸資産として計上されている仮想通貨は以下のとおりであります。なお、棚卸資産は売却コスト控除後の公正価値で計上しております。

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 | 売却コスト 控除後の公正価値 |
|---------------------|------|-------------------|
| 棚卸資産 | | |
| 当社グループが 保有する仮想通貨 | 182 | 182 |
| 顧客から預託を 受けた仮想通貨 | 245 | 245 |
| 合計 | 426 | 426 |

顧客から預託を受けた仮想通貨は、当社グループが保有する仮想通貨と同様に当社グループが管理する電子ウォレットにおいて保管しており、仮想通貨の処分に必要な秘密鍵も当社グループが保管しております。また、韓国において顧客資産の法的な分別保管を規制する法令が未整備であることから、清算時等において当社グループが保有する他の資産に組み込まれることが想定されるため、当社グループの棚卸資産として資産計上しております。

一方で、顧客から預託を受けた仮想通貨は、当社グループが運営する仮想通貨取引所の約款により当社グループによる利用は制限されております。当社グループは、当社グループが保有する仮想通貨と顧客から預託を受けた仮想通貨を保管するウォレットを明確に区分し、分別して管理しております。

(3) 無形資産

無形資産として計上されている仮想通貨の帳簿価額の増減は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 帳簿価額 |
|--------------|------|
| 2017年8月31日 | — |
| 取得 | 898 |
| 売却又は処分(注1) | △614 |
| 棚卸資産への振替(注2) | △308 |
| 為替換算差額 | 24 |
| 2018年8月31日 | — |

(注1) 仮想通貨の売却又は処分は、第三者への仮想通貨の売却額460百万円及び外部の業者から提供を受けたサービスに対する支払い154百万円であります。また、第三者への仮想通貨の売却による収益は328百万円、提供を受けたサービスに対する支払いに関する処分差益は22百万円であります。

(注2) 仮想通貨の棚卸資産への振替は、当社グループが運営する仮想通貨取引所の流動性を確保するためのトレーディング目的の棚卸資産への振替であります。

(4) 繰延収益

IC0におけるPluscoinの販売対価925百万円を繰延収益として認識し、「その他の流動負債」に含めて表示しております。

当連結会計年度末において、他の仮想通貨との交換取引が実施されなかったことにより繰延収益の一部が認識されておられません。これは2018年中に予定されておりました当該交換取引が中止されたことによるものです。

Pluscoinの発行総数は11.1百万PLCであり、そのうち6.7百万PLCは第三者へ販売され、2.2百万PLCは当社グループが保有しております。残りの2.2百万PLCは当連結会計年度末までに過発行分として消却しており、それに伴いPlusCoinの発行総数は8.9百万PLCに減少しております。

(5) 顧客から預託を受けた仮想通貨に対応する負債

顧客から預託を受けた仮想通貨に対応する負債については「その他の流動負債」に含めて表示しております。当連結会計年度の帳簿価額は245百万円であります。

(6) 仮想通貨取引に係るリスク

① マネーロンダリング、テロ組織への資金供与、サイバー攻撃等に対応する今後の法規制の動向

当社の連結子会社であるMetaps Plus Inc. は、2017年10月10日にPluscoinのICOを実施し、また2017年11月11日に仮想通貨取引所CoinRoom (※) を韓国に開設しました。

Metaps Plus Inc. は、法規制を遵守するため、PluscoinのICOの参加者の国籍を検討するための手続きをICO時点で実施するとともに、仮想通貨取引所CoinRoomの顧客登録における本人確認等を実施しております。

仮想通貨取引所を利用したマネーロンダリング及びテロ組織への資金供与等の違法行為並びに仮想通貨取引所のセキュリティを強化することの必要性について、韓国を含む世界各国の規制当局から注目を集めています。これらの規制当局は、仮想通貨取引所における顧客登録手続、サイバーセキュリティリスクに対応するための内部統制、自己保有仮想通貨と顧客から預託を受けた仮想通貨の分別管理や無登録の仮想通貨取引所の運用の許可等の仮想通貨取引所に係る法規制及びICO固有の法規制等の導入を検討しています。

既存の法規制の改正や新たな法規制の制定は、当社グループに遵守するための対応を求める可能性があります。そのような法規制を遵守することができない、又は法規制への対応が遅れた場合、事業計画の遂行に影響を及ぼす可能性があるとともに、資産の減損、行政処分による当社グループの評価の毀損及びICOにより入手したイーサリアム等の仮想通貨（2018年8月31日時点の公正価値739百万円）のICOにおけるPluscoinの購入者への返還等により、当社グループの財政状態、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(※) : 当社グループが商標権を取得しております。

② サイバー攻撃による仮想通貨の喪失

当社グループは、仮想通貨取引所CoinRoomにおける顧客への提供サービスの一環として、当社グループが管理する電子ウォレットにおいて顧客の所有する仮想通貨の預託を受けております。また当社グループは、顧客から預託を受けた仮想通貨を保管しているウォレットとは区分されたウォレットで、自己が所有する様々な仮想通貨を保有しております。これらのウォレットへの預け入れ及び払い出しの取引は、これらのウォレットの公開鍵を利用して、ブロックチェーンにおいて見ることができます。一方、これらの電子ウォレットへのアクセスは、秘密鍵へのアクセス権を有する者のみに限定されるように設計されています。当社グループは、権限のない第三者により秘密鍵にアクセスがなされるリスク及びこれらのウォレットに対してサイバーセキュリティ違反がなされるリスクを軽減することを意図して、プロセス及びセキュリティ対策を導入しておりますが、そのようなアクセスが起こらないことを保証するものではありません。不正アクセスが行われた場合には、権限のない第三者によりこれらの電子ウォレットに保管される仮想通貨が消失させられるとともに、当社グループはこれらの仮想通貨を取り戻せない可能性があります。当社グループが保有する仮想通貨の消失及び当社グループの顧客の仮想通貨の消失により、顧客に対する多額の弁済が生じる可能性があるとともに、当社グループの財政状態、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

③ 仮想通貨に係る分散型台帳の信頼性を担保する技術の予期せぬ脆弱性のリスク

当社グループは、仮想通貨の分散型台帳における二重使用や取引記録の改ざんを防ぐための技術を前提として作成されたウォレットやスマートコントラクト等のプログラムを活用して、仮想通貨取引を管理しております。当社グループは、これらのプログラムが導入される前に意図したとおりに適切に機能していることを検証することを目的とした内部統制を整備・運用しておりますが、二重使用や取引記録の改ざんを防ぐように整備された技術に予期せぬ不具合や脆弱性等が発見された場合、当社グループが保有する仮想通貨及び顧客から預託を受けた仮想通貨が消失・流出することを防止できない可能性並びに適時に発見できない可能性があります。この場合、自社が保有する資産の喪失、第三者に生じた損失の補填や損害賠償請求等により当社グループの財政状態、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

④ 将来の仮想通貨取引に係る新たな会計基準の制定等による会計方針の変更の可能性

当社グループの仮想通貨取引に係る会計方針については、連結計算書類の連結注記表に注記しております。これらの会計方針は、国際会計基準審議会から公表されている国際財務報告基準に基づいて、当連結会計年度に行われた仮想通貨に関わる取引を会計処理するのに最も適切と考える方法に関する当社グループの結論を反映したものです。

国際会計基準審議会が公表した基準は仮想通貨に関わる会計処理特有の要求事項や指針を定めていません。将来の国際会計基準審議会による会計処理に関する公式見解や指針の制定、又は将来の会計専門家による既存の指針に対する新たな解釈は、当社グループがこれらの計算書類を作成する際に適用している会計方針や会計処理方法と異なる結論に至る可能性があります。これにより、当社グループが採用している会計方針が変更となり、当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 将来の仮想通貨取引に係る韓国の税法の改正等の可能性

当社グループは、全ての仮想通貨取引は韓国に設立された連結子会社である Metaps Plus Inc. 及びUpside Inc. により行われているため、全ての仮想通貨取引について、韓国の税法を適用しております。現時点では、韓国において、仮想通貨取引特有の税法上の規定は存在しません。また、電子的に行われた仮想通貨取引の管轄の決定について、多くの国の税務当局により完全に対処されておられません。そのため、当社グループの現在の解釈は、韓国又は他国の税務上の規定の将来の変更及び明確化と整合しない可能性があります。将来、税法の改正及び仮想通貨取引に関する税務上の取扱いの通達等により、当社グループが現時点で採用する税務処理から変更される場合に、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 仮想通貨の価格変動

当社グループは仮想通貨を保有しており、また仮想通貨取引所を運営しているため、様々な要因に基づく仮想通貨の価格変動により、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年

工具、器具及び備品 3年～4年

(会計方針の変更)

当社は、建物（2016年4月1日以降に取得した附属設備を除く）及びリース資産を除く有形固定資産の減価償却方法については、従来主として定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しています。

当社では、本社移転を契機に過去の資産の使用実態を見直した結果、安定的な稼働が見込まれることから、減価償却方法を定率法から定額法に変更することが、経営実態をより適切に反映すると判断しました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の減価償却費は13百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ13百万円増加しています。

② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

役務の提供が完了した日を基準としております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

上記有形固定資産の減価償却方法の変更以外に該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において「営業外収益」の「受取配当金」に含めていた「関係会社受取配当金」、「売上高」に含めていた「関係会社ロイヤリティー収入」は、当事業年度より「営業収益」に区分掲記することとしました。これは、段階的に実施してきた会社分割等に伴い、従来の当社の主要ビジネスの大部分を関係会社に移管し、当該収入が当社の主たる営業活動の一部を構成すると捉えたためです。

この結果、前事業年度の「売上高」は949百万円、「関係会社ロイヤリティー収入」は、236百万円となります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

| | |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 867百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 861百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 172百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------------|--------|
| 売上高 | 338百万円 |
| 仕入高 | 36百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 20百万円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、税務上の繰越欠損金及び関係会社株式評価損の否認等ですが、個別に回収可能性を評価した結果、全額評価性引当金を計上しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権の所有 (被所有)割合 (%) | 関連 当事者 との関係 | 取引内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|-----|----------------------|--------------------------|----------------------|----------------|-------------------|---------------|-------------------|
| 子会社 | Metaps Plus Inc. | 直接 79.79 | 当社資 金の貸 付 | 資金の貸 付(純額) | — | 流動資産 「その他」 | 27 |
| | | | | 受取利息 | 15 | 長期貸付金 | 749 |
| 子会社 | Smartcon Co. Ltd. | 間接 75.00 | 当社資 金の貸 付 | 資金の貸 付(純額) | — | 流動資産 「その他」 | 230 |
| | | | | 受取利息 | 4 | 長期貸付金 | 111 |
| 子会社 | Metaps Pte. Ltd. | 直接 100.00 | 当社広 告の販 売 | 広告 の販 売 | 26 | 売掛金 | 255 |
| 子会社 | (株)メタップス ペイメント | 直接 100.00 | 当社役 務の 提供 | 役務の提供 | 92 | 売掛金 | 15 |
| | | | | ロイヤリティーの 受取 | 161 | 売掛金 | 38 |
| | | | | 受取配当金 | 500 | — | — |
| 子会社 | (株)タイムバンク | 直接 100.00 | 新設分割 による事 業の承継 | 承継資産計 | 189 | 預り金 | 168 |
| | | | | 承継負債計 | 139 | — | — |
| | | | | 承継対価 | 50 | — | — |

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
広告の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。
役務の提供については、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定しております。
ロイヤリティーについては、売上総利益に応じ一定率の受け取りをしております。
事業の承継の対価については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 696円13銭
- (2) 1株当たり当期純利益 6円12銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。